

令和8年度「自然エネルギー活用住宅リフォーム」 「若年移住者向け空き家リフォーム」 「高齢者の安心安全な住宅リフォーム」事業補助要綱

高森町商工会 施行 令和8年4月1日

第1 事業の目的

- (1) 2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す高森町のゼロカーボンシティの取り組みに資するため、自然エネルギーを活用した住宅リフォーム工事を推進する。
- (2) 若年者の高森町移住による定住人口増と、それらの移住者等が住まいとして空き家を利活用することを促進する。
- (3) 高森町に住む高齢者（満65歳以上の方）が安心安全に暮らせる住環境を提供することにより、介護・医療等の給付費の低減に資する。
- (4) 上記(1)～(3)の目的を達成するための工事を請け負うことによって、商工会員の販路開拓・売上増に寄与する。

第2 補助対象とする工事

(1) 自然エネルギー活用住宅リフォーム工事

高森町在住の方が、自然エネルギーを最大限活用して、快適な室内環境を実現するため、高森町商工会員事業所に工事を依頼した住宅リフォーム工事。このうち、国の既存住宅のリフォームに活用できる省エネ補助金（先進的窓リノベ2026事業、給湯省エネ2026事業等。以下省エネ補助金という。）を差し引いた金額が10万円以上(税抜き)となった工事が対象。

(例)

- ・住宅太陽光発電など自然の力を活用してエネルギーを生成し、利用した住宅リフォーム工事
- ・冷暖房などの機械的な設備に頼らず、建物の構造や素材、設計によって、冬でも暖かく夏でも涼しい室内環境を保った住宅リフォーム工事

(2) 若年移住者向け空き家リフォーム工事

40歳未満の若年者が高森町への移住のために、高森町商工会員事業所に工事を依頼して行う空き家リフォーム工事で、リフォーム費用の金額が10万円以上(税抜き)となった工事。

(3) 高齢者の安心安全な住宅リフォーム工事

高森町在住の65歳以上の高齢者が、高森町内にある住宅を高森町商工会員事業所に工事を依頼して、次の「補助要件」に合致した住宅リフォーム工事で、住宅リフォーム費用から介護保険から支給される費用の支給額を差し引いた金額が10万円以上(税抜き)となった工事。

【補助要件】

- ①廊下、トイレ、浴室、玄関などの手すりの取り付け
- ②居室、廊下、トイレ、浴室、玄関などの段差の解消
- ③居室、浴室などの滑りにくい床材の変更
- ④開き戸から引き戸への扉の取替え
- ⑤トイレの改修

⑥その他、高齢者が安心して暮らせる住環境整備のための住宅リフォーム工事。（原則として住宅リフォーム工事の内容が介護保険にて対象となる住宅改修に定められているものに準ずる。なお、高齢者が安心して暮らせる住環境整備の目的に合致する住宅リフォーム工事は対象とする。）

- (4) 1家庭（※1）につき、令和8年度中に上記（1）～（3）のリフォーム工事のうちいずれか1つを1回（※2）利用できる。

※1：住所を同じくする「家族」を指す。（「親」「子」「祖父母」が同じ住所ならば「1家庭」とする。）

※2：「1家庭」の構成員（例えば「親」「子」「祖父母」）のいずれかが、この補助事業（上記（1）～（3）のリフォーム工事）を1回利用したら、その他の家庭の構成員は、令和8年度中はこの

補助事業（上記（１）～（３）のリフォーム工事）を利用できない。

第３ 補助金の額等

10万円以上(税抜き)となった工事で、かかった費用の20%分の「活気アップ商品券」を支給する。(100円未満切り捨て)但し、補助額の上限は10万円。

※自然エネルギー活用住宅リフォーム工事については、国の省エネ補助金を差し引いた金額が10万円以上(税抜き)となった工事とする。

※高齢者の安心安全な住宅リフォーム工事については、介護保険から支給される費用の支給額を差し引いた金額が、10万円以上(税抜き)となった工事とする。

第４ 対象期間

令和8年4月1日から令和9年2月28日の期間内において発注及び完了、支払済みの工事。
ただし、受理した「令和8年「自然エネルギー活用住宅リフォーム」「若年移住者向け空き家リフォーム」「高齢者の安心安全な住宅リフォーム」事業事前申請書（以下「事前申請書」という。）」の合計金額が予算に達したところで、受付終了とする。

※予算残が50万円になった時点で、建設業部会員に通知する。

第５ 予算額

1,955,000円

第６ 事前申請

- (1) 受注者（高森町商工会員事業所）は事前に、事前申請書と添付書類を高森町商工会へ提出する。
なお、完全予約制のため必ず事前申請を行う。
- (2) 提出書類 各1部
 - ①事前申請書（様式1）
 - ②添付書類 ア 工事見積書の写し
イ 申請者の年齢と高森町在住であることが確認できる書類(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険の資格情報、パスポート等)の写し、又は住民票

第７ 交付申請

- (1) 発注者は、工事が終了し工事代金支払後、令和8年度「自然エネルギー活用住宅リフォーム」「若年移住者向け空き家リフォーム」「高齢者の安心安全な住宅リフォーム」事業交付申請書(以下「交付申請書」という。）」と添付書類を期限内に高森町商工会へ提出する。ただし、受注者（高森町商工会員事業所）が事前申請書を提出していない場合は、交付申請をすることができない。
- (2) 提出書類 各1部
 - ①交付申請書（様式2）
 - ②添付書類 ア 高森町商工会員に支払った工事代金の領収書の写しまたは確認できる書類（振込の控え等）
イ 工事前と工事後の写真
【高齢者の安心安全な住宅リフォーム事業申請者】
ウ 介護保険支給決定通知書の写し (住宅改修工事に介護保険を利用した方のみ)
 - ③提出期限 令和9年2月28日まで。

第８ 活気アップ商品券の進呈

商工会は毎月末に交付申請書内容の照査をもって、翌月15日を目安に申請者に対し直接進呈し、受領書を受ける。